

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野市医事・衛生基本計画」に基づき、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、長野県が設置した信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図る。

(2) 食品衛生管理の強化

食品の安全確保に努めるため、保健所、関係機関及び関係団体等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図る。

(3) 健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防のための従事者の健康管理の徹底及び検便を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア)大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ)大会参加者等に昼食等（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- (ウ)競技会場において食品を提供する売店の従事者
- (エ)その他市実行委員会が必要と認めた者

イ 食中毒原因菌・ウイルス保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、食品衛生法並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置、指導等を行う。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒疑い患者等が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。
- (3) 信州やまなみ全障スポにおける食品衛生対策については、長野県が設置した信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会が主体となって実施する。